

し尿等受入施設移転整備・運営事業 特定事業の選定

令和 8 年 9 月
横浜市資源循環局

【目次】

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨	- 1 -
第2 評価の方法及び内容	- 1 -
2.1 評価の方法	- 1 -
2.2 定量的な評価	- 1 -
2.3 定性的な評価	- 3 -
第3 評価の結果（まとめ）	- 3 -

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

市は、令和8年6月12日に実施方針を公表した「し尿等受入施設移転整備・運営事業」を、PFI法第7条に基づき特定事業として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するため、定量的及び定性的な評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、市が令和8年6月12日に公表した「し尿等受入施設移転整備・運営事業 実施方針」の定めに従う。

第2 評価の方法及び内容

2.1 評価の方法

(1) 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において、公共の負担リスクの低減及びサービスの水準の向上が期待できることを選定の基準とした。

(2) 定量的な評価

市の財政負担見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより、定量的な評価を行った。

(3) 定性的な評価

上記の財政負担の算定に加えて、本事業を特定事業として実施する場合におけるサービスの水準について、定性的な評価を行った。

2.2 定量的な評価

(1) 前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及び特定事業として実施する場合の財政負担額を比較して、定量的評価を行うに当たり設定した主な前提条件は、次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	市が直接実施する場合	特定事業として実施する場合
財政負担額の主な内訳	①調査・設計費 ②工事監理費 ③建設（改修）費（工事請負事業者による工事監理含む） ④運営費 ⑤維持管理費 ⑥市債利息	①調査・設計費 ②整備期間中モニタリング費 ③建設（改修）費（PFI 事業者による工事監理含む） ④運営費 ⑤維持管理費 ⑥市場借入利息 ⑦その他費用（建中金利、開業準備業務費、アドバイザー費、管理運営期間中モニタリング費、法人税、各種保険料、必要な行政手続きに関する諸費用、融資組成手数料等）
共通の条件	①事業期間 設計・建設（改修） 26 か月 管理運営 20 年間 ②割引率 3.695% 令和8年8月3日付けの長期国債（20年物）の金利を基に設定 ③物価上昇率 費用の算定において入札公告までの上昇率を考慮した。 ④リスク調整値 特別目的会社にて想定する保険コスト相当	
資金調達手法	①市債 ・返済期間 20 年 ・満期一括返済 ②一般財源	【PFI 事業者が調達】 ①建中金利 ②市場借入 ・返済期間 20 年 ・元利均等返済
設計・建設（改修）段階の費用に関する事項	市の仕様及び基準に基づき、民間事業者からのヒアリングを参考に算出。	市の仕様及び基準に基づき、民間事業者からのヒアリングを参考に算出。
管理運営段階の費用に関する事項	市の仕様及び基準に基づき、過去の管理運営費の実績及び民間事業者からのヒアリングを参考に算出。	
収入に関する事項	なし	法人市民税

(2) 算定結果

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合と特定事業として実施する場合を比較すると次の表のとおりとなる。

項目	値
①市が自ら実施する場合（PSC）	3,050 百万円
②PFI 事業として実施する場合（PFI-LCC）	2,988 百万円
③VFM（金額）	62 百万円
④VFM（率）	2.02%

2.3 定性的な評価

本事業を特定事業として実施することにより、次のような定性的効果を期待することができる。

(1) 事業の安定的な実施

設計、建設（改修）及び管理運営を一体的に実施することで、設計及び建設（改修）の段階から民間事業者が有する人材確保・育成に係るノウハウを活用し、管理運営に必要な人材を計画的かつ安定的に確保・育成することが可能となり、20 年間の長期にわたる安定的かつ継続的なサービス提供が見込まれる。

(2) 民間資金等の活用による市の財政負担額を平準化

整備業務に係る対価の市負担分を毎年定額支払うことから、市の財政負担額を平準化することが可能である。

第3 評価の結果（まとめ）

本事業は、特定事業として実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 2.02%（現在価値換算後）の財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。また、上記 2.3 で示したように、定性的な効果についても期待することができる。

以上により、本事業を実施することが適当であると認め、PFI 法第 7 条に基づき、特定事業として選定する。